

## 重要事項説明書

### 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護 グループホーム「悠心彩・中西」

介護サービス提供開始にあたり、平成18年厚生労働省令第34号第88条に基づいて、当事業所が説明すべき項目は次のとおりです。

#### 1. 事業者

事業者の名称	堀 建設株式会社 ケア事業課
事業者の所在地	島根県鹿足郡津和野町枕瀬575番地9
法人種別	株式会社
代表者名	堀 大地
電話番号	0856-74-0351 (代表)

#### 2. 利用施設

施設の名称	グループホーム「悠心彩・中西」
サービスの種類	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護
指定年月日	平成21年 1月20日
事業者番号	3290800030
施設の所在地	島根県益田市市原町イ434-1
管理者名	岡 鋭治
電話番号	0856-31-4455
FAX	0856-31-4460

#### 3. 当施設で併せて実施する事業

施設の名称	小規模多機能ホーム「ホリデイ・市原」
サービスの種類	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護
指定年月日	平成21年 1月20日
事業者番号	3290800022
利用定員	登録制 29名以下

#### 4. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	当施設は、加齢に伴って生じる心身の変化、疾病等により要介護状態になった者でかつ認知症の状態にある者へ、家庭的な環境の中で、介護その他日常生活上の援助を行なうとともに、地域社会と深く係わりをもちながら、継続的な生活支援を行なうことを目的とします。
施設運営の方針	<p>当施設の職員は、入居者の意思及び人格を尊重し、常に入居者の立場に立って、明るく家庭的な雰囲気の中で入居者の有する能力を活用し、</p> <p>「健やかに～元気で生き生きとして          穏やかに～自然の中でゆったりと、おおらかに          にこやかに～はつらつと自分らしく」をモットーに掲げ力強く生き抜けるためのサポートをします。</p> <p>また、心身の状況や希望及びそのおかれている環境を踏まえて、地域の保健・医療・福祉サービスと密接な連携を図り、常にサービスの質の評価を行い、継続して改善を図ります。</p>

#### 5. 施設の概要

##### ① 敷地及び建物

敷地面積	4, 276.6 m <sup>2</sup>	
建物	構造	木造瓦葺平屋建
	延べ面積	805.75 m <sup>2</sup>
	利用定員	9名

##### ② 主な設備

設備の種類		部屋数	面積	一人当たりの面積
食堂兼居間		1室	72 m <sup>2</sup>	8.0 m <sup>2</sup>
トイレ		10箇所		各居室に設置(9) 共用(1)
居室	部屋数	9室(個室)		洗面・トイレ付
	洋室	8室	19.25 m <sup>2</sup>	
	和洋室	1室	24.75 m <sup>2</sup>	

\* 2人部屋はありません。個室対応です。

#### 6. 入所定員

\* 入所定員は9名

## 7. 職員体制（主たる職員）

従事者の職種	常勤		非常勤		人員	保有資格	業務内容
	専従	兼務	専従	兼務			
管理者		1			1	介護福祉士	業務の管理及び職員の管理を行なう。
計画作成担当者				1	1	介護支援専門員・介護福祉士	適切なサービスが提供されるように、サービス計画を作成する。
介護職員	5	2	3	2	12	介護福祉士 7名・ヘルパー2級2名・	入居者に対し必要な介護・支援を行なう。
看護師				1	1	正看護師	入居者の健康管理・主治医との連絡調整・必要な医療処置等を行なう。

## 8. 職員の勤務体制

職種	勤務体制	休暇
管理者	正規の勤務時間（8：00～17：00）常勤で勤務	4週6休
計画作成担当者	週1日勤務	
介護職員	①早勤 7：00～16：00 ②日勤 8：30～17：30 ③遅勤 11：30～20：30 ④準夜勤 15：00～24：00 ⑤夜勤 0：00～9：00 ・昼間（7：00～21：00）は、原則として入居者3名に対し職員1名でお世話をします。 ・夜間（21：00～7：00）は原則として、入居者9名に対し職員1名でお世話をします。	原則 4週6休

\*非常勤職員の休暇は、個々の契約による。

\*入居者の状態により、一時勤務時間を変更することがあります。

## 9. 施設サービスの内容

種 類	内 容
サービス計画書の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入居者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、介護従事者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護サービス計画の作成をします。</li> </ul>
食事の提供と介助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入居者の希望を聞き、調理員が献立表を作成します。入居者の身体状況を配慮し、栄養を考えバラエティに富んだ食事の提供をします。(食材費は別紙料金表を参照)</li> <li>・食事は食堂で摂っていただきます。様態によっては居室でも可能です。</li> <li>・食事時間は               <ul style="list-style-type: none"> <li>朝食 6：30～ 8：30</li> <li>昼食 12：00～13：00</li> <li>夕食 18：00～19：00</li> </ul> </li> </ul>
排泄介助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入居者の状況に応じて適切な排泄介助を行ないます。また排泄の自立にむけ適切な援助をします。</li> <li>・プライバシーの配慮も行ないます。</li> </ul>
入浴の介助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入居者の身体状況に応じ、適切な介助・援助をします。また、毎日の入浴もできますが、希望等により入浴日の選択や清拭もします。</li> <li>・入浴時間は自由です。</li> <li>・プライバシーの配慮も行ないます。</li> </ul>
着替え・整容の介助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎朝夕に着替え、生活リズムを整え、メリハリのある生活に配慮します。</li> <li>・個人の尊厳を尊重し、適切な整容が行なえるように支援します。</li> <li>・シーツ等の交換は随時行ないます。(洗濯物に関しては下記に記載)</li> </ul>
健康管理及び日常生活の中での機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不活発な生活のため、心身機能が低下しないよう日常生活の中で活動できるよう支援します。</li> <li>・転倒予防の為、下肢筋力アップ運動に取り組んでいきます。</li> <li>・入居者の健康管理に努め、定期的な往診での対応をします。また主治医との連絡調整し必要な医療的処置、服薬管理等を行います。</li> </ul> <p>緊急時については、後述によります。</p>

相談及び援助	・入居者及びそのご家族からの相談については、可能な限り必要な援助を行なうよう努めます。
--------	---

- \* 若年性認知症の受入体制もあります。
- \* 上記のサービスは、入居者の介護報酬の告示金額となっておりますが、これとは別に利用料金をいただくものもあります。別紙料金表をご覧ください。また、特別なものがあればご相談下さい。
- \* 入居者の使用される布団・毛布・厚手の敷きパット等のご家族の管理とします。
- \* 季節の衣替えや、衣類や日用品の管理はご家族で補充をお願い致します。但し、遠方や諸事情のある方は相談のうえ対応とします。

## 10. 入居者の権利

- \* 当施設は、対話を大切に、入居者及びご家族の意向に沿ったその人らしい暮らしを支援します。
- \* 趣味や特技を生かせる生活ができるよう配慮します。
- \* プライバシーに配慮し、安心と信頼に向けた関係づくりを目指します。
- \* 事故等の危険性がない限り、自由に過ごしていただきます。
- \* 権利擁護に関する制度の理解と、必要な方はその活用を支援します。
- \* 成年後見人制度についても活用の支援をします。

## 11. 利用料金

- \* 利用料金は、【重要事項説明書・別紙1】料金規定をご覧ください。

## 12. 協力医療機関

医療機関の名称	おちハートクリニック	伊東歯科医院
院長名	越智 弘	伊東康紀
所在地	益田市高津8丁目5-2	益田市有明町1-21
電話番号	23-1588	22-8150
主な診療科目	内科・循環器・心療内科	歯科
救急指定の有無	無	無
入院設備	無	無
契約の概要	当施設とおちハートクリニック、伊東歯科医院とは、入居者に病状の変化があった場合に、相談・指示及び受診が受けられるようご協力いただいています。	

### ①協力医療機関、又はかかりつけ医との連携体制を図ります。

- ・ 入居者の病状変化や急変を認めた場合、医師や看護職員が速やかに相談対応します。
- ・ 必要時に受診できる体制を整備します。
- ・ 1年に1回以上、入居者の病状の急変が生じた場合等の対応、又は病状について情報交換、共有することを実施します。

- ・入居者が入院し、病状が安定、回復した場合には速やかに再入居できるように連携を持ちます。
- \* 主治医以外の受診介助はご家族の付き添いをお願い致します。但し、主治医の判断で緊急の場合を除きます。他科受診の場合も同様です。
- \* ご家族の希望で協力医療機関以外の受診介助を施設に依頼される場合は別途付き添い料が必要となります。
- \* 入院手続きについては、入院予定となっている場合はご家族対応と致します。緊急時は早急にご家族に連絡致します。
- \* 入退院の送迎に関しては、基本的にはご家族による送迎と致します。ご都合がつかず施設への対応をご希望の場合は、ご相談に応じます。
- \* 入院中の対応はご家族と致します。但し、ご家族が遠方の方やご家族のご都合がつかない方は、洗濯の代行は致します。その場合、別途料金が発生致します。

### 1 3. 緊急時等における対応方法

- \* 入居者が病気またはケガ等により診察・治療が必要となった場合は、速やかに主治医や協力医療機関に連絡し必要な措置を講じます。
- \* 入居者の病状急変時は、主治医または協力医療機関に連絡し早急に対応します。ご家族にも早急にご連絡対応します。
- \* 天災その他の災害が発生した場合は、必要により入居者の避難等の措置を講じます。ご家族にも早急に連絡を取れる体制を講じています。

### 1 4. 入居者が重篤化した場合の対処方法

- \* 入居時に入居者が重篤化したときの対応をどうしたいのか、ご家族の意向を確認します。
- \* 入居者が入院した場合、主治医及び家族と情報交換を行い、今後の方針の決定を行いません。
- \* 入居者が重篤化及び終末期と主治医の判断があった場合
  - ・ 人生の最終段階における医療・ケアのプロセスの決定について指針に従い実施致します。

#### 【指針】

人生の最終段階における医療・ケアについて主治医やかかりつけ医等により適切な情報提供と説明を受け本人と医療・ケアチームとの合意形成に向けて十分な話し合いを踏まえて本人に意思決定を基本とします。

- ・ ご本人・ご家族等の意向を確認し看取りを希望された場合は指針に従った援助を行います。

### 【指針】

認知症対応型共同生活施設（グループホーム）の位置づけとして、家庭的な環境・雰囲気の中で共同生活の場を提供します。グループホーム「悠心彩・中西」では、終末期を迎えた入居者に対し看取り介護を行う場合「穏やかな時をご家族と共に過ごせる」を目標にします。また、医療・看護・介護等の連携を図りケアを中心として、ご家族の協力を仰ぎご本人が穏やかに過ごせるように支援をする。

#### 1 5. 事故発生時の対応

\*入居者が介護サービス提供中に、事故が発生した場合は市町村、家族、主治医に連絡すると共に、必要な措置を講じます。また、その事故が賠償すべきものである場合には、損害賠償を行いません。

#### 1 6. 秘密保持

\*当施設の職員は、職務上知り得た入居者及びご家族、身元引受人に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。また、退職後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の際文章で誓約しております。

\*入居者の個人情報を用いる目的は【重要事項説明書・別紙2】のとおりです。

#### 1 7. 当施設ご利用の留意事項

来訪・面会	来訪者は、その都度必ず職員に届出て下さい。面会時間の制限はありません。来訪者が宿泊される場合は職員の許可を得て下さい。面会簿の記入をして下さい。
外泊・外出	外泊・外出の際には、行き先と帰宅予定時間を職員に申出て下さい。
喫煙・飲酒	喫煙はお断りします。飲酒はご希望により可能です。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備・器具は本来の使用法にしたがってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合は、弁償していただくことがあります。
迷惑行為	騒音等他の入居者の迷惑になる行為はご遠慮願います。入居者同士のいさかい・トラブルは慎んで頂くよう配慮します。また、むやみに他の入居者の居室等に立ち入ることも同様です。
金銭管理	原則、金銭管理は行ないません。
所持品の管理	入居時に所持品は全て記名をお願いします。（小物等も全て、所在不明時にトラブルとなります）随時、持ち込み品もお願いします。
飲食物の持ち込み	飲食物の大量の持ち込みについては、入居者の健康管理・衛生管理上お断りしています。持ち込みの飲食物は、ご家族の責任の範囲として取り扱っていただきます。また、ある一定の日時が経過した飲食物は、施設にて判断し処分いたします。
宗教・政治活動	施設内で他の入居者に対する、宗教活動及び政治活動はご遠慮下さい。

動物飼育	ペット（爬虫類も含む）の持ち込みはご遠慮下さい。
謝礼、贈り物	ご利用いただく皆様方に余分な負担をお掛けしないという趣旨から、謝礼・贈り物等については、堅くお断りします。

#### 18. 非常災害時の対策

防災訓練	昼間及び夜間を想定し、避難誘導、消火及び通報訓練を年2回以上行ないます。
防災設備	非常口、スプリンクラー設備、室内消火栓、誘導灯、自動火災報知機、非常通報装置、ガス漏れ探知機を設置し、カーテンは防火性能のあるものを使用しています。
消防計画	消防署への届出：令和6年4月1日受理 防火管理者：竹中 里美

#### 19. 苦情処理窓口

\*提供された介護サービスに苦情がある場合は介護保険法令に従い、苦情を申し立てる事ができます。苦情申し立てを理由にいかなる場合も不利益、差別はいたしません。

事業所	堀建設株式会社 ケア事業課	0856-74-0351
責任者・担当者	悠心彩・中西 管理者 ホリデイ・市原 管理者	0856-31-4455
第三者委員	大賀 功	0856-23-3457
第三者委員	皆元修広	0856-22-3501

\*当事業所で解決できない苦情は次の機関に申し立てることができます。

益田市役所高齢者福祉課	0856-31-0218	益田市常盤町 1-1
島根県国民健康保険連合会	0852-21-2811	松江市学園 1-7-14
島根県運営適正化委員会	0852-32-5913	松江市東津田町 1741-3

\*苦情の窓口は掲示しております。

#### 20. 情報公表と外部評価

\*当施設は外部評価機関の第3者機関と提携し、1年に1回定期的に調査を受け調査結果はインターネットで公表します。（但し、調査5年を経過した場合は、2年に1回の調査になることがあります）。外部評価の実施状況は別紙3へ記載します。

\*情報公表は毎年実施し、結果はインターネットで開示しています。

\*運営推進会議を2ヶ月に1回開催します。構成員は入居者、ご家族、地域の代表、市町職員、有識者で構成する。会議では、施設の状況報告・サービスの評価・サービスの要望や助言を聞いています。運営推進会議録は、施設内でも閲覧できます。

\*重要事項等につきましては、施設内掲示と堀建設株式会社ホームページで開示しています。



## 2 1 . 身体拘束・行動制限について

\*利用者及び入居者の生命及び身体を保護する為、緊急やむを得ない場合を除き、隔離、身体拘束、その他の方法により利用者及び入居者の行動を制限しません。

\*但し、自傷他害等の恐れがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危害が及ぶことがある場合など、利用者その家族等に対して身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間等を説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束時間、経過観察や検討内容を記録し保存します。

\*事業者、身体拘束を行わない取り組みを積極的に行います。

\*身体拘束廃止に関する担当者：岡 鋭冶

\*身体拘束の「やむを得ない場合」の3つの要件

(1) 切迫性～利用者本人またはたの利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合

(2) 非代替性～身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替えする介護の方法がないこと

(3) 一時性～身体拘束やその他の行動制限が一時的なものであること

\*身体拘束と行動制限等は身体拘束適正化委員会を設置し（3ヶ月に1回以上開催）、実施した結果は介護職員等に周知徹底します。また、身体拘束等の適正化の為、介護に従事する職員で研修会を定期的で開催します。

\*担当者を決め委員会を身体拘束適正化委員会と虐待防止委員会と一緒に開催し、その結果について、従業者に周知徹底を図っていきます。

## 2 2 ・虐待防止について

\*事業者は、利用者の権利擁護、虐待の発生を防止する為に次に掲げる、必要な措置を講じます

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者：岡 鋭冶

(2) 虐待防止の為の対策を身体拘束適正化委員会と一緒に開催し、その結果を従業者に周知徹底を図っていきます。

(3) 虐待防止の為の指針を整備します

(4) 介護に従事する職員で定期的研修を開催します。

(5) サービス提供中に当該事業者または養護者（現に養護している家族、親族、同居者等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに、これを市町村に通報します。

## 2 3 ・衛生管理について

\*事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲料水について、その衛生管理に努め、又衛生管理上必要な措置を講じ、担当者を選定します。

\*感染対策に関する担当者：岡 鋭冶

- \*事業者において、感染症が発生し、またはまん延しないように必要な措置を講じます。
- \*必要に応じて、保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- \*事業所において、感染症が発生し、またはまん延しないように次に掲げる措置を講じます。
  - ・事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を1年に1回以上開催するとともに、その結果を従業者に周知徹底します。
  - ・従業者に対し、感染症及びまん延防止のための研修および訓練を実施します。
  - ・事業者における感染症予防のおよびまん延防止のための指針を整備します。

#### 24・ハラスメント防止対策

- \*事業者は介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようにハラスメント防止に向けた取り組みをします。
  - (1)事業者内で行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は社会的組織として許しません。
    - ・身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
    - ・個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
    - ・意に沿わない性的言動、好意的態度の要求、性的嫌がらせ行為
 上記は、当該事業所職員、関係機関の方、ご利用者およびその家族が対象となります。
  - (2)ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなど基に即座に対応し、再発防止会議等により、同事案が発生しない為の再発防止策を検討します。
  - (3)従業者に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修を実施します。
  - (4)ハラスメントと判断された行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解除等の措置を講じます

#### 25. 業務継続計画について

- (1)感染症発生時における業務継続計画の策定をします。
  - ・感染症（感染症疑いを含む）が施設内発生した場合においても、業務を継続する為に当該施設の実行すべき項目定め、平時から円滑に実行できるように準備を整えます

（基本方針）

入居者様の安全確保	入居者の方は基礎疾患や重症化のリスクが高い。また、認知症も加わり精神的不安要素の強い。感染確認を認められた場合、深刻な状態が想定されることを加味し感染拡大防止に努める
職員の安全確保	業務上の特性もあり、職員への感染リスクも高いことを十分留意して感染防止対策を図る。また、職員の生命や生活を維持しつつ、感染拡大防止に努める
サービスの継続	入居者の健康・身体・生命を守る機能を維持できるようにする

(2) 自然災害発生時における業務継続計画を策定します

- ・災害等の発生時入居者のサービス提供が困難になることを想定し、身体・生命の安全確保に加え優先的に継続、復旧すべき重要業務の継続または早期の復旧を考え、平時より円滑に実行できるように準備を整えます

(基本方針)

災害等発生時は、職員の命と安全を第一に守り、入居者の安否確認、安全確保に尽力し早期に事業の復旧、継続を目指すものとする

(3) 業務継続計画において、研修・訓練の実施し計画の検証や見直しを行うものとします

## 26. その他

\* 堀建設株式会社ケア事業課の運営する事業に関する相談、要望、苦情等は何なりと担当者までお申し出下さい。責任を持って対応させていただきます。

私は、上記の重要説明事項の説明を受け、サービス提供開始について、同意しました。

令和      年      月      日

	氏 名	住 所
利用者	印	
家 族	印	
説明者		

【重要事項説明書・別紙1】

料 金 規 定

1. 基本料金（厚生労働大臣の定める基準による）

（1） 認知症対応型共同生活介護

1割負担の場合（2割の場合は2倍、3割の場合は3倍となります）

区 分	利用者負担額	月額利用者負担額(30日間)
	認知症対応型共同生活介護費（Ⅰ）	認知症対応型共同生活介護費
要介護 1	765円/日	22,950円/月
要介護 2	801円/日	24,030円/月
要介護 3	824円/日	24,720円/月
要介護 4	841円/日	25,230円/月
要介護 5	859円/日	25,770円/月

\* 加算について

項 目	加算料金	備 考
初期加算	30円/日	入居時より30日間、また1ヶ月以上入院後、再入居した場合も同様に算定
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18円/日	
医療連携体制加算（Ⅰ）ハ	37円/日	
協力医療機関連携加算	100/月	
入院時費用	246円/日	入院し3ヶ月以内に退院が見込まれる時、必要に応じて受入をした場合、1ヶ月以上入院後、再入居した場合に算定（いずれも6日/月）
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	3円/日	
若年性認知症利用者受入加算	120円/日	
看取り介護加算（1）	72円/日	死亡日以前45日前～31日前
（2）	144円/日	死亡日以前30日前～4日前
（3）	680円/日	死亡日前々日、前日
（4）	1,280円/日	死亡日
退居時相談援助加算	400円/回	居宅に退居した場合、利用者1回限り
新興感染症等施設療養費	240円/日	1月に1回、連続5日を限度 感染症の指定があったものに対して
退居時情報提供加算	250円/回	入居者が医療機関へ退居した場合 1回のみ算定

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	1月あたりの総単位数×11.1%
介護職員等ベースアップ等 支援加算	1月あたりの総単位数(介護職員処遇改善加算を除く)×2.3%

(2) 介護予防認知症対応型共同生活介護

1割負担の場合(2割の場合は2倍、3割の場合は3倍となります)

区 分	利用者負担額	月額利用者負担額(30日間)
	介護予防認知症対応型共同生活介護費 (Ⅰ)	介護予防認知症対応型共同生活介護費
要支援 2	761円/日	22,830円/月

\*加算について

項 目	加算料金	備 考
初期加算	30円/日	入居時より30日間、また1ヶ月以上入院後、再入居した場合も同様に算定
入院時費用	246円/日	入院し3ヶ月以内に退院が見込まれる時、必要に応じて受入をした場合、1ヶ月以上入院後、再入居した場合に算定(いずれも6日/月)
新興感染症等施設療養費	240円/日	1月に1回、連続5日を限度 感染症の指定があったものに対して
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18円/日	
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3円/日	
若年性認知症利用者受入加算	120円/日	
退居時相談援助加算	400円/回	居宅に退居した場合、利用者1回限り
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1月あたりの総単位数×11.1%	
介護職員等ベースアップ等 支援加算	1月あたりの総単位数(介護職員処遇改善加算を除く)×2.3%	

◎介護負担割合証で確認した利用者の負担割合の額でお支払い頂きます。

◎要介護認定を受けていない場合や、保険料の滞納等により保険給付金が直接事業者  
に支払われない場合は、いったん介護報酬告示額に算定される料金(10割)をお支払  
いいただきます。認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻され  
ますので、保険給付の申請に必要なサービス提供証明書を発行します。

## 2. 介護保険利用負担額以外の利用料金

項目	料金	備考
家賃	洋室・和室共 41,000円/月 和洋室 43,000円/月	入退居された月は、日割り計算をします。
食費	1,940円/日	朝食 500円 昼・夕食 各720円
管理費	25,000円/月	水道・光熱費・事務費等を含む
その他日常生活費	実費	日用消耗品やオムツ、紙パンツ等
複写物交付	実費	
入院中の洗濯代行	300円/1回	入院中、ご家族が希望された場合、洗濯の代行は致します。料金は左記とします。
理容・美容料金	理美容代金は実費付添いとして 1,000円/時間・人	希望により、理美容院へのご案内もできます。但し、ご家族の都合により介助を希望される場合には、左記の料金が発生致します。
他科受診について	看護・介護職員の付添いとして 1,000円/時間・人	主治医または協力病院以外の受診は基本的にはご家族対応です。但し、ご家族の都合により介助を希望される場合には、左記の料金が発生致します。
入退院時について	入退院時の付添いとして 1,000円/時間・人	救急搬送を除いて、基本的にはご家族対応です。ご希望があれば、付添いは致します。入退院の手続きはご家族様でお願い致します。
その他	実費	教養娯楽にかかる費用 入場料、交通費など

## 3. 料金の支払い方法

月末で精算し、翌月10日までに請求します。請求月の15日までに現金または銀行振り込みでお支払い下さい。尚、銀行振り込み手数料はお客様の負担でお願いします。

また当事業者は、料金の支払いを受けたときは領収書を発行します。再発行はいたしませんので、大切に保管して下さい。

令和6年4月1日 改正

## 【重要事項説明書・別紙2】

### 個人情報の利用目的

堀建設株式会社ケア事業課では、利用者及び利用者家族の尊厳を守り安全に配慮する理念の下、お預かりしている個人情報についての利用目的を以下のとおり定めます。

#### 【施設内】

- ① 当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ② 介護保険事務
- ③ 介護サービスの利用者に係る当事業所の管理運営事務
  - ・入居・退居・通所・訪問・宿泊等の利用予定、実績等の管理
  - ・会計、経理
  - ・介護事故等の報告
  - ・当該利用者の介護・医療サービスの向上

#### 【他の事業者への情報提供】

- ① 他の介護サービス事業者との連携、照会への回答
- ② 利用者の診療等にあたり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
- ③ 利用者の入院時の情報提供、他施設または病院への退居氏の情報提供
- ④ 家族等への心身の状況説明
- ⑤ 介護保険事務の委託（介護認定調査等）
- ⑥ 審査支払機関へのレセプトの提出
- ⑦ 審査支払機関又は保険者からの紹介、回答
- ⑧ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

#### 【上記以外】

- ① 介護サービスや業務の維持・改善のため
- ② 施設等において行なわれる実習生・研修生への協力
- ③ 施設内において行なわれる事例研究
- ④ 外部審査機関への情報提供
- ⑤ 施設内での写真掲載
- ⑥ 悠心彩中西通信のご家族への配布
- ⑦ 地域へ悠心彩中西通信の回覧、配布

(令和6年4月1日現在)

【重要事項説明書：別紙3】

外部評価の実施について

《サービス外部評価について》

- \*外部評価は、各事業所が提供するサービスについて、第三者の訪問調査・事業所との意見交換により、質の向上の為の改善点を事業所自らが明確にする「気づき」の機会とすることを狙いとしています。
- \*評価項目は基本的に国が示した自己評価と外部評価です
- \*実施結果は、外部評価結果と自己評価結果を公表します。

《外部評価実施状況について》

- ① 外部評価の実施の有無  
実施あり
- ② 実施年月日  
令和6年2月16日
- ③ 評価機関名  
NPOしまね介護ネット  
住所：島根県松江市白潟本町43  
代表者：山内紘一  
TEL：0852-27-8877  
FAX：0852-27-8887
- ④ 評価結果について  
インターネットに閲覧または、施設の玄関先に開示しています